

お試し久留米ステイ応援補助金 Q&A（令和5年12月1日版）

1. 補助の対象となる視察について

（問1-1）

現地視察とは、どのようなものを指しますか？

現地視察とは、移住のために市内事業所への求職のための訪問、住宅の内覧、その他住環境の調査及び子育て環境の見学などを目的とした市内各施設への訪問及び滞在等の活動を指します。

（問1-2）

久留米市移住定住促進センターへの相談は、現地視察が完了した後でもいいですか？

本補助金は、事前に相談があった現地視察のみを対象とします。

センターは、現地視察を効果的に行えるよう視察先の提案などサポートいたしますので、必ず事前にご相談ください。

（問1-3）

久留米市移住定住促進センターへの移住の相談と現地視察の相談は、同時でもいいですか？

相談は同時でも問題ありません。

2. 補助の対象者について

（問2-1）

家族で視察をする場合の申請方法を教えてください。

申請者（視察者）と一緒に現地視察を行う人（同行者）をまとめて申請してください。一緒に視察する人数に制限はありません。

なお、視察者と同行者で別々に申請することはできません。

（問2-2）

結婚予定で、現在別々に住んでいますが、移住後は同居する予定です。二人で現地視察に行きたいのですが、申請方法を教えてください。

申請者（視察者）と一緒に現地視察を行う人（同行者）をまとめて申請してください。

3. 補助金額、対象経費等について

(問3-1)

久留米市を中心に、近隣の市町村も移住候補地に考えています。そこで、久留米市外の宿泊施設を利用した場合でも、久留米市を視察すれば補助金を申請できますか？

補助金の対象となる経費は、久留米市内の宿泊施設を利用した際の宿泊費です。久留米市内を視察しても、市内の宿泊施設を利用していないと申請できません。

(問3-2)

視察期間中、宿泊場所は同じでないといけませんか？

宿泊場所は変わっても問題ありません。ただし、対象になるのは市内の宿泊施設に限ります。なお、申請する際は、それぞれの領収書が必要です。

(問3-3)

朝食や夕食などの食事代も、補助の申請となりますか？

食費は対象外です。ただし、朝食付きの宿泊プランで、食費と宿泊費の区別がつかない場合は、宿泊費として申請ください。

(問3-4)

領収書を紛失してしまいましたが、補助金を申請することはできますか。

領収書がない場合、申請できません。

(問3-5)

航空券とホテル宿泊がセットになった「ホテルパック」を利用しました。航空券代とホテル代の内訳が分からない場合、どのように申請したらよいですか。

航空券代とホテル代の内訳がわからない場合は、一人1泊あたり5,000円で算定します。

(問3-6)

領収書のあて名が同行者となっています。補助金を申請できますか。

領収書のあて名が申請者以外の場合は、補助対象経費より除外します。

(問3-7)

各種割引クーポンやポイントなどを利用した場合、補助金の申請はできますか。

申請できます。ただし、クーポンやポイントで割引された残額の実費分が補助対象経費です。

4. 補助の申請について

(問4-1)

申請額が予算額に達した場合は受付を終了するとのことですが、現地視察前に交付を受けられるか確認する方法はありますか。

センターの移住コンシェルジュにご相談ください。ただし、実際に交付できるかは申請順となり、予約などはできかねますのでご了承ください。

(問4-2)

振込口座の名義は親等、本人のものでなくてもよいでしょうか。

振込口座は本人名義のものに限ります。